

○内閣府令第 号
農林水産省

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）及び関係法令の規定に基づき、農業信用保証保険法施行規則等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

農林水産大臣 宮下 一郎

農業信用保証保険法施行規則等の一部を改正する命令

（農業信用保証保険法施行規則の一部改正）

第一条 農業信用保証保険法施行規則（昭和四十一年 大蔵省 農林省 令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
(情報通信の技術を利用する方法) 第四条 法第十七条第三項(法第二十四条第八項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一 (略) 二 電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第七条において同じ。)をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 (電磁的記録) 第七条 法第四十二条第五項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとす。	(情報通信の技術を利用する方法) 第四条 法第十七条第三項(法第二十四条第八項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一 (略) 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 (電磁的記録) 第七条 法第四十二条第五項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとす。

(中小漁業融資保証法施行規則の一部改正)

第二条 中小漁業融資保証法施行規則(昭和四十九年^{大蔵省}農林省^{令第一号})の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

改正後	改正前
(情報通信の技術を利用する方法) 第二条 中小漁業融資保証法(以下「法」という。)第十三条第三項(法第四十八条第九項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一 (略) 二 電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第五条において同じ。)をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 (電磁的記録) 第五条 法第三十三条第四項の主務省令で定める電磁的記録は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。	(情報通信の技術を利用する方法) 第二条 中小漁業融資保証法(以下「法」という。)第十三条第三項(法第四十八条第九項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一 (略) 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 (電磁的記録) 第五条 法第三十三条第四項の主務省令で定める電磁的記録は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

(農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正)

第三条 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令(平成五年大蔵省農林水産省令第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

改正後	改正前
(情報通信の技術を利用した提供) 第十条の八 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。の)主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 (略) 二 電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第十条の九の三第一項第二号及び第五十七条の三十一の十二第一項第二号において同じ。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 2・3 (略) (情報通信の技術を利用した同意の取得) 第十条の九の三 準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一 (略) 二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法 2・3 (略) (特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関する情報通信の技術を利用した提供) 第五十七条の三十一の十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第二	(情報通信の技術を利用した提供) 第十条の八 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。の)主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 (略) 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 2・3 (略) (情報通信の技術を利用した同意の取得) 第十条の九の三 準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一 (略) 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法 2・3 (略) (特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関する情報通信の技術を利用した提供) 第五十七条の三十一の十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第二

項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 （略） 二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 2・3 （略）	項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 （略） 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 2・3 （略）
--	--

(漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正)

第四条 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年^{大蔵省}農林水産省^{令第二号}）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

改正後	改正前
(情報通信の技術を利用した提供) 第七条の九 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。の)主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 (略) 二 電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第七条の十の三第一項第二号及び第五十条の三十一の十二第一項第二号において同じ。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 2・3 (略) (情報通信の技術を利用した同意の取得) 第七条の十の三 準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一 (略) 二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法 2・3 (略) (情報通信の技術を利用した提供) 第五十条の三十一の十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用	(情報通信の技術を利用した提供) 第七条の九 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。の)主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 (略) 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 2・3 (略) (情報通信の技術を利用した同意の取得) 第七条の十の三 準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一 (略) 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法 2・3 (略) (情報通信の技術を利用した提供) 第五十条の三十一の十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用

金融商品取引法第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。 。以下この条において同じ。）の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 (略) 二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 2・3 (略)	金融商品取引法第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。 。以下この条において同じ。）の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 (略) 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 2・3 (略)
---	---

(農林中央金庫法施行規則の一部改正)

第五条 農林中央金庫法施行規則(平成十三年^{内閣府}農林水産省^{令第十六号})の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

改正後	改正前
(電磁的方法) 第六条 法第十一条第四項（法第五十一条第二項において準用する場合を含む。）の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一 (略) 二 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2 (略) (電磁的方法による情報提供又は通知の際に示すべき事項) 第八条 農林中央金庫法施行令（以下「令」という。）第三条第一項又は第四条第一項の規定により示すべき電磁的方法（法第十一条第四項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）の種類及び内容は、次に掲げるものとする。 一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの イ (略) ロ 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 二 (略) (電磁的記録) 第十一条 法第十九条の二第三項第二号（法第九十五条において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。	(電磁的方法) 第六条 法第十一条第四項（法第五十一条第二項において準用する場合を含む。）の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一 (略) 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2 (略) (電磁的方法による情報提供又は通知の際に示すべき事項) 第八条 農林中央金庫法施行令（以下「令」という。）第三条第一項又は第四条第一項の規定により示すべき電磁的方法（法第十一条第四項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）の種類及び内容は、次に掲げるものとする。 一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの イ (略) ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 二 (略) (電磁的記録) 第十一条 法第十九条の二第三項第二号（法第九十五条において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

(情報通信の技術を利用した提供)

第八十五条の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2・3 (略)

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第八十五条の七の三 準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 (略)

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

2・3 (略)

(農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関する情報通信の技術を利用した提供)

第四百七十七条の十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の主務省令で定めるものは、次に掲げる

(情報通信の技術を利用した提供)

第八十五条の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2・3 (略)

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第八十五条の七の三 準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 (略)

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

2・3 (略)

(農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関する情報通信の技術を利用した提供)

第四百七十七条の十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の主務省令で定めるものは、次に掲げる

ものとする。 一 (略) 二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 2・3 (略)	ものとする。 一 (略) 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 2・3 (略)
---	---

(内閣府及び農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第六条 内閣府及び農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十七年 内閣府
農林水産省 令第三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
(電磁的記録による保存) 第四条 民間事業者等は、法第三条第一項の規定により別表第一の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定による書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合においては、次に掲げる方法により保存を行わなければならない。 一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもって調製するファイルにより保存する方法 二 書面に記載された情報をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取つてできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法 2・3 (略) (電磁的記録による作成) 第六条 民間事業者等は、法第四条第一項の規定により別表第二の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定による書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合においては、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成を行わなければならない。 (電磁的記録による交付等) 第十一条 民間事業者等は、法第六条第一項の規定により別表第四の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定による書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合においては、次に掲げる方法により交付等を行わ	(電磁的記録による保存) 第四条 民間事業者等は、法第三条第一項の規定により別表第一の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定による書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合においては、次に掲げる方法により保存を行わなければならない。 一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シール・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法 二 書面に記載された情報をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取つてできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 2・3 (略) (電磁的記録による作成) 第六条 民間事業者等は、法第四条第一項の規定により別表第二の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定による書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合においては、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。 (電磁的記録による交付等) 第十一条 民間事業者等は、法第六条第一項の規定により別表第四の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定による書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合においては、次に掲げる方法により交付等を行わ

なければならない。

一 (略)

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 (略)

別表第一(第三条関係)

(略)	(略)
水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)	第五十八条の三第一項及び第二項(これらの規定を第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。)、第百八条第一項において準用する銀行法第五十二条の四十九並びに第百十七条第一項において準用する同法第五十二条の六十一の十二

別表第二(第五条関係)

(略)	(略)
水産業協同組合法	第百八条第一項において準用する銀行法第五十二条の四十九及び第百十七条第一項において準用する同法第五十二条の六十一の十二

なければならない。

一 (略)

二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 (略)

別表第一(第三条関係)

(略)	(略)
水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)	第五十三条第一項(第五十四条の二第六項(第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。))において準用する場合に限る。)、第五十八条の三第一項及び第二項(これらの規定を第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。)、第百八条第一項において準用する銀行法第五十二条の四十九並びに第百十七条第一項において準用する同法第五十二条の六十一の十二

別表第二(第五条関係)

(略)	(略)
水産業協同組合法	第五十三条第一項(第五十四条の二第六項(第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。))において準用する場合

別表第三（第八条関係）		(略)	
		(略)	
別表第三（第八条関係）		(略)	第五十八条の三第一項及び第二項（これらの規定を第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）並びに第百十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項
		(略)	
別表第三（第八条関係）		(略)	第五十三条第一項（第五十四条の二第六項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合に限る。）、第五十八条の三第一項及び第二項（これらの規定を第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）並びに第百十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項
		(略)	に限り、第百八条第一項において準用する銀行法第五十二条の四十九及び第百十七条第一項において準用する同法第五十二条の六十一の十二

附 則

この命令は、公布の日から施行する。